

令和3年高島市教育委員会第8回定例会

【 会 議 録 】

令和3年8月27日

令和3年高島市教育委員会第8回定例会会議録目次

(令和3年8月27日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	2

(議事の経過)

日程第1	議第51号	高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について	5
日程第2	議第52号	高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案	6
日程第3	議第53号	令和3年度から令和7年度までの高島市過疎地域持続的発展計画の策定議案に対する意見の申出について	7
日程第4	議第54号	令和2年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に対する意見の申出について	9
日程第5	議第55号	令和3年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に対する意見の申出について	11

令和3年高島市教育委員会第8回定例会会議録	
招集年月日	令和3年8月27日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午前9時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会 事務局職員	教育総務部長 日置 武司 教育指導部長 川島 浩之 教育総務部次長 (教育総務課長取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館長取扱) 山本 純子 文化財課長 横井川 博之 図書館長 柳森 和人 教育総務課参事 上原 真哉
提出議案の題目	1. 高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について 2. 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案 3. 令和3年度から令和7年度までの高島市過疎地域持続的発展計画の策定議案に対する意見の申出について 4. 令和2年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に対する意見の申出について 5. 令和3年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に対する意見の申出について
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 三矢 艶子 委員 田邊 栄美子 委員
閉会	午前10時39分

議事日程

令和3年8月27日（金）

午前9時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 令和3年第7回定例会会議録の承認

第3 令和3年第3回臨時会会議録の承認

第4 会議録署名委員の指名

第5 議事

日程第1 議第51号 高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱
について

日程第2 議第52号 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要
綱を廃止する告示案

日程第3 議第53号 令和3年度から令和7年度までの高島市過疎地域
持続的発展計画の策定議案に対する意見の申出に
ついて

日程第4 議第54号 令和2年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議
案に対する意見の申出について

日程第5 議第55号 令和3年度高島市一般会計補正予算（第5号）案
に対する意見の申出について

第6 報告事項

報告第20号 高島市立図書館の臨時休館について

報告第21号 令和4年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について

報告第22号 緊急事態宣言の対象地域に滋賀県が追加されたことに伴う
高島市教育委員会の対応について

第7 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 （午前9時30分）

（饗庭教育総務部次長）

みなさん、おはようございます。事務局より、1点お断りがございます。本日より、国の緊急事態宣言の対象地域に滋賀県が追加されましたことから、これまで以上に感染防止対策を図るため、事務局職員の出席を最低限の人数とさせていただきます。また、傍聴に関しましてはホームページ等を活用し、傍聴をご遠慮いただくよう周知を図るとともに、傍聴される場合にあっては、人数の制限を行っております。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第8回定例会を始めます。

開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

改めまして、みなさん、おはようございます。

二十四節季では、処暑、暑さが終わる頃という意味があり、暑さは峠を越し、日中の蒸し暑さは残るものの朝夕は涼しく、草間から聞こえる虫の声に秋の気配を感じるようになってまいりました。今年は、8月初旬は熱中症が心配され、中旬は、前線の停滞や台風による大雨が続き、そして下旬には再び気温が高くなるなど、不安定な天気の状態が続いています。

さて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、緊急事態宣言が7都府県に発令され、16日には全国に発令されました。その後、一旦は宣言が解除されましたが、その後もウイルスの変異や人流の動向から感染者数の増加に歯止めがかからず、現在は第5波と称される非常に厳しい局面を迎えています。そして、本日から滋賀県も2回目の緊急事態宣言の対象地域となりました。

新型コロナウイルスが感染力の強いデルタ株に置き換わる中、感染しにくいとされてきた子どもにも感染が広がっています。滋賀県に発令された緊急事態宣言を受けて、本市においても対策本部会議が開かれ、学校教育関係では、2学期の始業を2日延期するとともに、最初の3日間は午前中授業、午後はタブレット端末を持ち帰ってのリモート学習を実施することとしました。また、社会教育関係では、図書館を除き、すべての社会教育施設を休館することとしました。

世界中で新型コロナウイルス感染症の感染急増という危機的な事態に直面し、学校教育を含む社会経済活動をどうすべきか、私たち人間はどう行動すべきか、

確かな答えは誰も見いだせない状況です。

混沌としたこのコロナ禍から脱するためには、一人ひとりがこの事態をありのままに受け止め、目の前の事象から課題を見出し、自ら考え、判断し、解決に向けて行動することが重要であり、教育はそのことを教え導く崇高な役割を担っていると考えています。

学校、家庭、地域を問わず、今こそ、みんな同じコロナ禍を生きる当事者として、新型コロナウイルスを終息させるために、一つひとつ困難を乗り越えていく必要性を強く感じています。

本日は、議事案件が5件、報告事項が3件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第8回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、令和3年第7回定例会会議録の承認についてお諮りします。7月30日に開会いたしました令和3年第7回定例会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第7回定例会会議録は、承認を受けたものとして、公表します。

続きまして、令和3年第3回臨時会会議録の承認についてお諮りします。8月18日に開会いたしました令和3年第3回臨時会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第3回臨時会会議録は、承認を受けたものとして、公表します。

続きまして、会議録署名委員を指名します。三矢委員、田邊委員、よろしくお願います。

それではこれより、議事に入ります。まず、日程第1 議第51号 高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について、を議題とします。横井川文化財課長。

(横井川文化財課長)

議第51号 高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。資料は1ページでございます。高島市重要文化的景観整備活用委員会につきましては、平成27年に、市内3か所の重要文化的景観の適正な保存と整備、活用の評価・審議、重要文化的景観整備計画策定等を目的として設置しております。重要文化的計画整備計画につきましては、平成30年3月に整備の基本理念および基本方針を定め、令和2年3月に必要とされる事業について、令和2年度から10年間の年次計画を示しました。今後も、この計画に基づき、事業推進するにあたり、高島市重要文化的景観整備活用委員会規則第2条に基づき、委員会担当事務である重要文化的景観の適正な保存と整備、活動の評価・審議、事業の指導助言、文化的景観まちづくり協会間の連絡調整が必要となります。

現在の委員の任期は、令和3年8月31日までとなっておりますので、高島市附属機関設置条例および高島市重要文化的景観整備活用委員会規則第3条の規定に基づき、引き続き、委員の委嘱をするものです。

任期につきましては、高島市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、令和3年9月1日から、令和6年8月31日の3年間でございます。委嘱する委員については、資料1ページおよび2ページに氏名と所属等を挙げております。学識経験者である第1号委員については、金田章裕氏ほか各分野の専門家4名を、選定地域関係者である第2号委員については、山本良信氏ほか文化的景観まちづくり協議会会長2名を、計8名の方を再任により委嘱したいと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第51号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第52号 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案、を議題とします。横井川文化財課長。

(横井川文化財課長)

資料は3ページでございます。議第52号 高島市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案について、ご説明申し上げます。高島市文化

財保存活用地域計画策定委員会設置要綱につきましては、高島市の文化財の適切な保存と活用に係る地域計画を策定するため、令和元年9月25日に定め、計画策定委員会において、計画策定に係る検討、協議および調査研究等を行ってきました。地域計画につきましては、令和3年第7回定例会においてご報告しましたとおり、令和3年3月31日に計画を作成し、同年6月25日付けで文化庁長官に認定申請し、同年7月16日に計画が認定されましたので、当要綱を廃止するものでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。

ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第52号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第3 議第53号 令和3年度から令和7年度までの高島市過疎地域持続的発展計画の策定議案に対する意見の申出について、日程第4 議第54号 令和2年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に対する意見の申出についておよび日程第5 議第55号 令和3年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に対する意見の申出について、を議題とします。

お諮りします。議第53号から議第55号までの3議案は、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出についての案件であり、高島市議会9月定例会に上程する内容を含みます。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書ならびに高島市教育委員会会議規則第15条第4号および第5号の規定により、非公開として取り扱うことに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、議第53号から議第55号までの3議案は、非公開とします。

それではまず、日程第3 議第53号 令和3年度から令和7年度までの高島市過疎地域持続的発展計画の策定議案に対する意見の申出について、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第53号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第4 議第54号 令和2年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に対する意見の申出について、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第54号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第5 議第55号 令和3年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に対する意見の申出について、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第55号は原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。報告第20号 高島市立図書館の臨時休館について、説明をお願いします。柳森図書館長。

(柳森図書館長)

それでは説明をさせていただきます。57ページをお開きください。報告第20号 高島市立図書館の臨時休館について、高島市立図書館の管理運営に関する規則第4条の規定に基づき、高島市立図書館の臨時休館を定めたので報告します。

1、施設名および臨時休館日につきましては、今津図書館が、令和3年10月11日月曜日、12日火曜日および15日金曜日から19日火曜日までの間、マキノ図書館、新旭図書室、朽木図書サロン、安曇川図書館および高島図書室が令和3年10月13日水曜日から17日日曜日までの間を臨時休館させていただきます。それぞれ通常の休館日とあわせまして、10月11日月曜日から19日火曜日までの9日間、全館が休館となります。

2、休館理由としましては、蔵書点検および書架整理ならびに書架レイアウトの見直し等を行うためでございます。蔵書点検につきましては、安曇川図書館、今津図書館、そして地域館と順次行ってまいります。現在、蔵書されている資料約62万7千点のうち、貸出しされているものを除き、全てのバーコードを端末で読み取る必要があることから、これだけの日数を要するものであります。

3、利用者への周知方法につきましては、市の広報誌、ホームページ、防災無線および休館予告ポスターを施設内に掲示し、周知を図ります。説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第21号 令和4年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について、説明をお願いします。日置教育総務部長。

(日置教育総務部長)

失礼いたします。58ページをご覧ください。報告第21号 令和4年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について、令和4年度の滋賀県予算編成に先立ち、別紙のとおり滋賀県へ要望書を提出し、教育予算の措置等に向けた要望活動を行ってまいりましたので、報告いたします。8月4日、県の教育長および県のスポーツ文化部長への要望へ行っていました。内容につきましては、59ページをご覧ください。令和4年度滋賀県予算編成にかかる要望書でございます。教育委員会からは、2点要望しております。私からは、教育総務部にかかります

1点をご報告いたします。61ページをご覧ください。

15番、滋賀国スポ大会の競技会運営経費に係る支援について、でございます。新規の要望として、2025年開催予定の滋賀国スポ大会のリハーサル大会に係る経費の支援をお願いいたしました。競技会の運営経費につきましては、先催県を参考にしながら、令和5年度にリハーサル大会、令和6年度に本大会の支援制度案を作成される予定となっております。先催県を確認しておりますと、リハーサル大会の練習会場に要する経費が補助対象外とされており、高島市で開催予定のウエイトリフティング競技は、仮設の練習会場を必要としておりますので、先催県の例によりますと、この仮設の練習会場経費が補助対象外となります。また、先催県の例によりますと、県の補助割合は本大会が3分の2となっておりますが、リハーサル大会は2分の1で、なおかつ、このように補助対象外となる経費がございます。県からは、昨年度に本大会とリハーサル大会で県の補助割合が違うことや、補助対象外経費があるということについての考え方が示されていますが、市町が必要もないのにリハーサル大会を開催するわけではありませぬし、本大会をスムーズに開催するために必要不可欠な準備行為としてリハーサル大会を開催するという趣旨を考えていただければ、本大会と同等の負担をしていただけるのがごく自然な考え方であります。これまで、県との質疑の中で会場市町の負担を少しでも軽減できるよう先催県の事例を参考に補助制度の内容の検討を進めるとの回答をされておりますので、先催県の例にとられることなく、リハーサル大会の趣旨を十分ご理解いただき、会場市町の負担軽減の観点から、支援制度案の作成していただけるよう要望してまいりました。県からは、先催県以上の補助は難しいと考えているが、今回の要望の趣旨を踏まえ、どこまでできるか考えさせていただくと返答をいただいております。以上でございます。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

失礼します。教育指導部から県へ要望いたしました内容につきまして、ご報告いたします。63ページをご覧ください。ALTの配置に伴う交付税算入等の財政措置について、要望いたしました。本市では、早くからALTとのチーム・ティーチングを行いまして、積極的に外国語教育の推進に努めているところであります。しかしながら、昨年度はコロナ禍によりまして、任用切替え時には、従来のJETプログラムによる新規のALTの配置を行うことができませんでした。そのことから、今年度から、ALTの安定的な確保のために、民間の専門業者による外部委託に順次切替えを行い、現在11名となりますが、ALTを配置して

いるところであります。JETプログラムによるALT配置は、国の交付税算入の財政措置が講じられておりますが、外部委託によるALT配置については、国の財政措置がないのが現状であります。そこで、要望の内容といたしまして、JETプログラムによらない外部委託によるALT配置においても、交付税算入の財政措置を講じられるよう、国の方へ強く働きかけをお願いするというものであります。また、国において交付税算入の財政措置が認められない場合には、外部委託によるALT配置に対する県独自の補助制度の創設を要望するというものであります。8月4日に県に要望に行きまして、県の回答としましては、ALTの配置に伴う交付税算入については、他市からの要望もあり、高島市の雇入れの状況も理解したので、文部科学省の方へ要望していくということでございました。また、県独自の補助金制度の創設につきましては、県の厳しい財政状況の中で実現は難しいとの回答でありました。

次に、滋賀県へき地教育振興協議会における要望につきまして、報告いたします。67ページをご覧ください。本市では、朽木西小学校がへき地校となります。滋賀県へき地教育振興協議会からの要望の内容につきまして、ご説明します。一つ目、学級編成の適正化および教職員の充実強化についての要望としまして、複式学級解消のための教職員の配置、教頭および事務職員の完全配置ならびに養護教諭の配置、免許外強化担当の解消のための対策が要望されております。二つ目、教育費の特別助成についての要望としまして、へき地の良さを活かした活動に対する県費助成、へき地児童生徒援助費等補助金事業にかかる補助率の引き上げについての国への働きかけが要望されております。最後に、その他としまして、悉皆研修への参加軽減および伝達システムの確立を要望されております。県からの回答としましては、「へき地の学校は、それぞれ地域の伝統があり、子どもたちのニーズに応じた教育を行うことが大切である。また、統廃合の考え方、地域の特色を活かした教育を行うという様々な考え方がある。へき地だけでなく、小規模校の在り方を市町とともに考えていきたい」という回答であったと連絡を受けております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

ないようですので、続きまして、報告第22号 緊急事態宣言の対象地域に滋賀県が追加されたことに伴う高島市教育委員会の対応について、説明をお願いします。日置教育総務部長。

(日置教育総務部長)

失礼します。68ページをご覧ください。報告第22号 緊急事態宣言の対象

地域に滋賀県が追加されたことに伴う高島市教育委員会の対応について、令和3年8月25日に政府新型コロナウイルス対策本部が緊急事態宣言の対象地域に滋賀県を追加したことを受け、教育委員会の今後の対応について、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部に諮り、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針が変更されたことから、当該対処方針により対策を講じますのでご報告いたします。この対処方針につきましては、69ページをご覧ください。今回の変更点につきましては、傍線が引かれたところであります。全体的には、まん延防止等重点措置から緊急事態宣言へと変わったことに伴いまして、対策を強化した内容となっております。全体的な変更点等につきましては、ご覧いただきたいと思いますが、特に、私の方からは教育総務部に係る内容につきましてはご報告させていただきます。70ページをご覧ください。

2、県と連携した市の公共施設等の対応でございますが、緊急事態宣言期間中の人流を抑制し、感染防止対策を徹底するため、以下の公共施設等において休館等の措置を実施します。(2)の市の公共施設等にかかる休館等の措置であります。期間といたしましては、令和3年8月27日金曜日から同年9月12日日曜日までで、対象施設につきましては、一覧がございます。それぞれ施設の事情があり、開始日、休館日等については多少の差があるということになっております。一覧につきましては、79ページをご覧ください。休館する施設および期間ということで、一覧表となっております。教育総務部に関連しますのは、8番の観光・レクリエーション施設の新旭水鳥観察センターが、8月27日から9月12日まで休館いたします。予約のあるような施設ではありませんので、特に問題なく休館とさせていただきます。下の方ですが、26番の運動施設等ということで、市内各小中学校の体育施設の開放、これにつきましては、主に市内の利用団体に理解を求めながら、8月27日から休館いたします。次の27、28番はそれぞれ体育館でございます。次ページの29番、今津勤労者体育館、30、31番はグラウンドなりテニスコートでございます。これにつきましては、主に市内の方の利用ということで、27日から休館対応となります。40番は健康の森梅ノ子運動公園、41番が新旭森林スポーツ公園、42番が高島B&G海洋センターでございます。宿泊を伴うような市外の利用者のあるような施設ではありますが、今回特にそういった支障となるような予約はありませんので、27日から休館いたします。43番から45番までの施設につきましても同様に27日からの休館とします。ただし、46番の今津総合運動公園ですが、25日から27日まで宿泊を伴いますソフトボール大会が開催されている関係がございます。27日から閉館するわけにはいきませんので、8月28日から9月12日まで休館いたします。

47番以降、集会施設等ということで、マキノ公民館、49番から51番が公

民館関係、55、56番が集会施設等ということで、これらについても休館といたします。次ページの57番から60番までも公民館関係ということで、27日から休館となります。67番から資料館等ということで、朽木資料館から74番の良知館まで、27日から休館といたします。77番のガリバーホールについては、28日に、どうしても延期のできないイベントが入っているということで、この施設につきましては、29日から9月の12日まで休館といたします。78、79番の高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館につきましては、特に変更のできないイベント等が入っておりませんので、27日から休館といたします。図書館につきましては、今回の対応に含まれておりません。図書館については、マスクもされている状況がある中で、感染リスクが低いということで、通常どおりと開館いたします。ただし夜間の延長については、20時までという県の基準がございますので、21時閉館を20時閉館としております。以上でございます。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

失礼します。対処方針における教育指導部の対応につきまして、ご報告いたします。72ページをご覧ください。中段の学校等について、でございます。小中学校の2学期の始業につきまして、8月30日から9月1日へ2日間の延期をするとともに、9月1日から3日を午前日課としまして、3日間の給食の提供を取り止めるという対応をとらせていただきます。午後につきましては、タブレット端末を活用しまして、自宅での学習の保障を予定しております。また、感染リスクの高い教育活動を中止し、保護者への感染防止対策への協力を呼びかけることとしておりまして、具体的には、修学旅行、遠足、体験活動等の校外活動および運動会、体育祭、文化祭等の全校的な学校行事を9月末まで中止し、10月以降に延期することとしております。また、飛沫感染の可能性が高い学習活動の9月末までの中止や、部活動を9月12日まで中止とするなどの対応をとらせていただきます。さらに、感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけとしまして、家庭内感染が多く見られますことから、家族ぐるみの検温等の健康管理を呼びかけるとともに、児童生徒本人や同居家族に風邪等の症状があるなど、感染が心配される場合には、登校の自粛をお願いするなどの対応をとらせていただくこととしております。これらの他にも、従来からの手洗いや消毒、マスク着用、換気、3密の回避などには引き続き取り組んでいくこととしております。その他といたしまして、スポーツ少年団活動の中止も要請させていただいているところでございます。この概要につきましては、昨日各学校の方から保護者あてにメール配信

で連絡しているところがございます。以上、報告とさせていただきます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。川原林委員。

(川原林委員)

今後、夏休みが明けて、感染者が学校で出た場合、状況にもよると思いますが、こういった対応になりますか。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

再開後の感染状況に関する学校の対応ということでございますけれども、文部科学省が臨時休業等の措置のガイドラインを策定し、速やかに通知するという連絡を受けておりますので、文科省のガイドラインを基にしながら、学校の実情、子どもたちの様子、地域の状況等を踏まえまして、改めて検討させていただき、対応していくということになろうかと思っております。以上でございます。

(上原教育長)

三矢委員。

(三矢委員)

特に取組の中の保護者への協力の呼びかけのところ、そのとおりだと思います。とにかく子どもたちの学びを止めないということが大前提のもとに、色々な対策をお考えいただきありがたいなと思うのですが、大前提だからこそ日々の健康観察、これしか防ぎようがないというか、非常に大事なところですので、大前提だからこそ大事なんだよという指導をしていただきたいと思っております。感染者を見つけるとか見つけないとかそういう問題ではなく、学びを止めたくないという思いで強く協力を求めていくための理由を、なぜ毎日検温やマスクをしなければならないのかという理由を、保護者、子どもにも伝えていただくとありがたいなと思っております。それしかないと思っております。現行の健康観察の内容はわかりませんが、食べる、寝る、よくしゃべるというような、3つの「る」とか、そういう具体的なところでしっかりチェックしていただいて、ちょっとでもおかしかったら登校は控えていただいて、みんなで気を付けていこうという意識を、それしかないのです。感染者を見つけるマイナ斯的な側面ではなく、前向きにみんなで頑張ろうと

いう意味で、情報を流して、みんなが気持ちよく安心して学校にいける体制があったらいいなと思います。

宣言下では、社会施設等、閉鎖されていきますので、それは色々な活動も中止していくということですが、解除され、子どもたちの学びとともに大人の学びも止めないという大前提に立つとき、学校教育だけでなく、社会教育とも連携して、誰が感染したかというそういう問題に焦点を当てるのではなく、どういう状況なのかということ把握することを、学校だけじゃなく、公民館、地域の社会施設等、また、それに基づいて教育活動を考えていくような団体等が、情報をしっかりと掴めるような形で情報を共有していただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

(上原教育長)

ご意見として頂戴します。田邊委員どうぞ。

(田邊委員)

先の話に関連してですが、子どもたちが感染した場合は、こういう手順を踏んで、様子がおかしかったら登校を控えるということでしたが、もし保護者の方やご家族に発熱症状や出たり感染したりした場合、おそらく、今こうなっているんだよという状況を、大人の方が伝えられないままに子どもたちは学校に行くかと思いますが、子どもたちが感染した場合は手順が明確ですが、ご家族が感染した可能性がある場合の学校への連絡や手順はどういった形をとられるのでしょうか。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

72ページの下方になりますが、感染防止対策に関する保護者への協力呼びかけのところで、子ども本人のみならず、ご家庭でも風邪等の症状や発熱がある場合については、保護者のみが発熱している場合であっても、子どもを休ませてもらいたいということも含めて、保護者に連絡をさせていただいております。子どもが元気でも、家族内で風邪等の症状がありましたら、欠席をお願いするということでございます。ここで、連絡を受けましたら、欠席扱いにはせず、出席停止といたします。

(上原教育長)

田邊委員。

(田邊委員)

今のお答えの中で、ご家族共々の呼びかけという形でしたが、保護者がかかられた場合は、直接子どもを通さなくても学校の方に状況を直接ご報告していただけるというか、してくださいというお願いをされているということですか。子どもさんを通じて保護者が感染しているかもしれないと伝達するのではなく、保護者の方自身が学校に感染の可能性があるといった情報を流していただけるようお願いしているということでしょうか。

(上原教育長)

川島教育指導部長。

(川島教育指導部長)

ご自宅で保護者に発熱があったという場合については、子どもも休ませてくださいとお願いをしておりますので、保護者の方から学校には欠席連絡をいただくこととなります。その際に、欠席の理由も話していただきますので、そのときに保護者から連絡を受けると、このような流れになるかと思えます。

(上原教育長)

他にご意見ご質問ございませんか。ないようですので、続きまして、「7. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午前10時39分